公告

県営弁天池地区緊急防災工事計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に 対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起するこ とができます。

令和7年3月10日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 縦覧に供する書類 県営弁天池地区緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧の期間 令和7年3月11日から令和7年4月8日まで
- 3 縦覧の場所長野市役所農地整備課

農地整備課